

第1条(イベントへの参加)

競技者は、ドローンインパクトチャレンジ実行委員会(以下「主催者」という)による規則、指示に従 うことを了承していただきます。

第2条(参加拒否)

主催者は、以下のような場合、イベントの参加申し込みを強制的に解除させていただくことがあります。

- (1) 参加者が主催者の定める事項について虚偽の申告をされた場合、または必要な申告をされなかった場合。
- (2) 第三者の迷惑になるような行為または主催者の円滑な業務を妨げるような行為をされた場合。または、その恐れがある場合。
- (3) 主催者より案内した期限内に所定の手続きをされなかった場合。
- (4) 主催者が指定する参加方法をお守りいただけなかった場合。
- (5) 参加者が振込による入金方法を選択し振込期限までに参加代金を振り込みいただけなかった場合。
- (6) お申し込みをされたにもかかわらず、決済が行われない場合。
- (7) その他本参加規約に違反した場合。

第3条(参加料等の返金)

1. 参加者の希望により申し込まれたイベントの参加料は、イベントが開始された場合、理由の如何を問わず、返金はお受けできません。

2.いかなる場合においても参加料以外の費用(手数料、交通費、宿泊費、通信費、送料等)の支払いは行いません。

第4条(参加者の決定)

主催者は必要に応じ、先着順、抽選等の参加方法を選択し、必要に応じ人数制限等を設けることがあります。

第5条(申し込みの終了)

参加申込期間中であっても、主催者が予定する参加者数に達した時点で個々のイベント毎に申し込みを終了する場合があります。

第6条(禁止事項)

主催者から付与した参加権利を参加料金額を超える金額にて転売すること、またはインターネットオークション等へ出品する等の転売を試みる行為、転売を前提に参加申し込みをする行為は禁止としております。前述の行為が発覚した場合、主催者の判断で申し込みを無効とした上で、参加料の返金並びに入場を認めないことがあります。また、既にイベントに参加している場合には強制的に退場を命じる場合もあります。

第7条(免責事項)

イベントに参加して生じた直接の或いは間接的な損失、損害に対し、主催者及び協賛、スポンサー、イベント運営スタッフは一切責任を負いません。

第8条(契約成立)

1. 参加者は主催者指定の方法によりお申し込みいただくものとし、当該申し込みを主催者が受領し本条第2項に記載の申込完了告知の内、1つでも完了した時点をもって参加申し込みが成立するものとします。

2.Web サイトにてお申し込みいただいた場合の参加申し込完了告知方法は、本サイト上での申し込内容を確認する画面での案内並びに申込完了に関するメールを、お申し込みの際にご記入いただくメールアドレスに送付することとします。

第9条(支払い方法)

参加申し込みに関わる料金の支払方法は主催者指定の方法の中から選択いただくものとし、指定以外の 方法は使用できないこととします。クレジットカードでお支払いいただく場合は主催者が指定した期日 に自動決済し、口座振込を選択された場合はお客様が主催者の定める期限までにお支払いいただくもの とします。また、現金を選択された場合は現地にて現金決済を行っていただくこととします。なお、場 合により支払い方法に制限を設ける場合があることをご了承いただきます。また、原則、一度ご選択い ただいた支払い方法は変更できないこととします。

第10条(広報)

開催されるイベント内で主催者、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等が参加者を撮影、取材し、それを報道 及びその他の商業上の目的のために使用することができるものとします。

機体に装備されたカメラによるコンテンツの著作権利所有者は、ドローンインパクトチャレンジに属する。

第11条(器物の損害)

個人の所有物及び競技備品の管理は参加者の責任とし、主催者はその紛失、破損等の責任を問いません。

第12条(健康管理)

参加者の健康管理は参加者の責任とし、万一事故等が発生した場合にも、主催者及びすべてのイベント 関係者は責任を負いません。

第13条 (イベントの変更)

気象状態の悪化及びイベント環境の不良等により日程あるいは内容が予告なしに変更される場合があります。

第14条(代表者の責任)

申込者が代表者の場合、申込者が本規約を参加者全員に周知させ参加者全員が同意したものとみなします。未成年者が参加する場合は、申込者が未成年者全員の保護者に本規約を周知させ保護者全員が同意したものとみなします。

第15条(未成年者の申し込み)

申込者が未成年者の場合、保護者の同意を必要とします。

第16条 (その他)

上記に定める条項以外に、主催者が定める約款や規定がある場合は、それに準じた対応を取らせていただきます。当イベント規定については、主催者の事業内容の変更により、事前通告なく条項を変更・追加する場合があります。

付則

本規定は2015年9月1日午前0時より実施するものとします。